

5歳児健康診査について

事業概要

【根拠】 母子保健法

【目的】 5歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る。

実施状況・実施予定（R8.1.20現在）

実施中	19市町村	川越市、熊谷市、東松山市、春日部市、鴻巣市、深谷市、越谷市、蕨市、戸田市、和光市、三郷市、幸手市、日高市、三芳町、吉見町、横瀬町、小鹿野町、東秩父村、寄居町
R8年度実施予定	20市町	さいたま市、羽生市、草加市、志木市、北本市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、嵐山町、川島町、鳩山町、皆野町 他

県主催研修 ※県医師会と共催

【R6年度】

- 医師対象研修（動画配信） R6.11.1～R7.2.28配信 内容：診察と問診のポイント
- 市町村保健師対象研修（対面） R6.7.11開催 110人出席 内容：5歳児健診における保健師の具体的支援について

【R7年度】

- 医師対象研修（動画配信） R7.9.1～R8.3.31配信 内容：診察と問診のポイント、診察の実際
- 市町村保健師対象研修（対面） R7.11.5開催予定 内容：効果的な事業展開に向けた講義、市町村間の情報共有